

令和8年度 保育士修学資金貸付等事業のご案内



長野県社会福祉事業団
マスコットキャラクター
ワトワちゃん

保育の仕事を志す皆さんへ！

— 保育士資格取得のための学費及び就職のための資金等を貸付ます —

長野県社会福祉事業団では、長野県保育士修学資金貸付等制度の実施主体として、保育士の養成施設に入学される方、保育士の資格を活かして就職を目指す方及び未就学児を養育している保育士、保育補助者を雇用しようとする事業所を対象に、修学資金等の借受希望者の募集をしています。

社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

目 次

- 保育士修学資金貸付等事業
 - (1) 修学資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 各貸付申請の届出及び提出書類について・・・・・・・・ 7
- 問合せ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・・・・・ 8
- 長野県保育士修学資金貸付等事業と
高等教育の修学支援新制度の併用について・・・・・・・・ 9

○保育士修学資金貸付等事業

(1) 修学資金貸付事業

< 修学資金の概要 >

区 分	内 容
貸付対象者	次に掲げるいずれかの要件を満たす方 ○長野県内の養成施設に在学する学生であって、卒業後県内で返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事しようとする方 ○長野県外の養成施設に在学する学生のうち、養成施設の学生となった年度の前年度に県内に住民登録をしていた方で、卒業後県内で返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事しようとする方
貸付額 及び 貸付期間	月 額 50,000円以内 入学準備金 200,000円以内（初回に限る。） 就職準備金 200,000円以内（最終回に限る。） 生活費加算 生活保護受給世帯等のみ規定の金額以内 貸付期間 養成施設に在学している間（2年以内）
返 還 免 除	① 養成施設を卒業の日から1年以内に、 ② 保育士の登録をし、 ③ 長野県内において、 ④ 返還免除対象（児童の保護等）の業務（※）に従事し、 ⑤ 以後5年間引続き当該業務に従事した場合 ※「返還免除対象（児童の保護等）の業務」は、5ページから6ページに記載した業務です。 ①～⑤を全て満たした場合、貸付を受けた全額が返還免除されます。 ただし、上記条件を満たさない方は返還となります。
利 子	無利子

詳しくは貸付規程をご覧ください。

○修学資金の申込みについて

【申込方法】

在学する養成施設を通して申請してください。なお、この貸付制度と、国の補助金が含まれている他の奨学金や制度との併給・併用はできません。（例：生活福祉資金の教育支援資金、職業訓練受講給付金、求職者支援制度など）

※高等教育の修学支援新制度との併給・併用の可否については、39ページをご覧ください。

【申込時の提出書類】

1 保育士修学資金貸付申請書（様式第1号）

- (1) 在学する養成施設名、学科・専攻、学年、入学年月等を記入してください。
- (2) 該当する通学区分に○をし、居住している住所を記入してください。
- (3) 貸付額、入学準備金、就職準備金の希望額及び借用希望期間を記載してください。
- (4) 生活費加算について、申請する場合は「申請します。」を○で囲み、期間及び貸付額は記入しないでください。ただし、貸付申請時もしくは養成施設に入学する時点のいずれかで**生活保護受給世帯またはこれに準ずる経済状況にあると認める世帯の方のみ**申請をすることができます。
- (5) 家族の状況については、同一生計の家族全員を記載してください。（扶養している祖父母も記入）

2 添付書類

- (1) 収入に関する証明書
本人の父母またはこれに代わって家計を支えている方の所得・課税・扶養の全てがわかる証明書（市町村が発行する最新のもの）
- (2) 住民票（同一生計家族全員 ※扶養している祖父母も含む）
- (3) 第1期申請者：高等学校長の推薦状（様式第2号の2）
第2期申請者：養成施設長の推薦状（様式第2号）
※第2期申請者は、卒業した高等学校が発行する調査書等（発行日が卒業時のもの）で代替可能です。
- (4) 生活保護受給世帯等の方は上記の他に生活保護受給証明書または非課税証明書

【募集期間】

第2期：令和8年 4月1日～4月30日（必着）

（第1期で申請書を提出した方は、第2期の申請はできません。）

【貸付の決定時期】

選考委員会において審査のうえ、令和8年6月中旬頃に決定となります。

結果は養成施設を経由して通知します。

【貸付決定後の提出書類】

1 保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届（様式第10号）

- (1) ゆうちょ銀行への振込みの場合には、振込口座番号及び支店名について、通帳を確認もしくはゆうちょ銀行へ確認をしてください。**※支店名の記載がない場合振込みを行うことができませんので、必ず記載をお願いします。**
- (2) 連帯保証人 **1** 名を選任してください。
- (3) 学生が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者、未成年後見人等）としてください。
 ※ 学生が成年者であっても、20歳未満の場合、連帯保証人は両親のどちらかであることが望ましい。
- (4) 連帯保証人は、独立の生計を営み（配偶者不可）、相応の資力を有する身元の確実な成年人（市町村の住民税が課税されている者）としてください。
- (5) 連帯保証人は、「保育士修学資金等振込依頼及び連帯保証人届」に押印した印鑑登録証明書を添付してください。
- (6) **連帯保証人は、学生と連帯して債務を負担していただきます。**
- (7) 連帯保証人は、相応の資力を有することを証明する所得・課税・扶養の全てがわかる証明書（市町村が発行する最新のもの）を添付してください。ただし、「保育士修学資金貸付申請書」（様式第1号）に添付した方は提出不要です。

2 誓約書（様式第11号）

【貸付方法】

1年間の貸付額を4回に分け、各四半期（3ヶ月）の最初の月に振込みます。

ただし、貸付初年度につきましては、申込み及び選考等の事務手続上、7月中旬頃に入学準備金を含めた6ヶ月分の修学資金を振込みます。

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全体スケジュール	第1期募集期間 12/1～12/28	審査	仮決定		入学	第2期募集期間	本決定	振込依頼及び連帯保証人届、誓約書提出期限
入学準備金								振込
学費								4～9月分

振込時期（2年制養成施設に就学するケース）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入学準備金	1年目	入学			振込								
学費	1年目				振込 4～9月分			振込 10～12月分			振込 1～3月分		
	2年目	振込 4～6月分			振込 7～9月分			振込 10～12月分			振込 1～3月分		卒業
就職準備金													

【貸付契約の解除】

貸付を受けている者（以下「被貸付者」という。）が、次の各号に該当した場合、または、貸付契約の解除を申し出たときには、契約を解除します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良になったとき。
- (3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 不正の手段により貸付の決定を受けていたとき。
- (6) 貸付に必要な書類の提出が滞ったとき。
- (7) 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (8) その他、貸付規程に違反したとき。

【貸付金の返還】

- 1 被貸付者が、次の各号に該当する場合は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、貸付金を返還してください。
 - (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録をしない、または県内において以下の返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事しなかったとき。
 - (3) 県内において以下の返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事する意思を有しなくなったとき。
 - (4) 業務以外の理由により死亡し、または心身の故障により業務に従事しなくなったとき。
- 2 返還の事由が発生した日から14日以内に「保育士修学資金等返還届」（様式第16号）を理事長に提出してください。
- 3 返還期限までに返還できなかったときは、その翌日から年3%の割合の延滞利息を徴収します。

【返還免除対象業務について】

修学資金が返還免除となるためには、以下の業務に従事していただく必要があります。

区域	法令等	施設等種別	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重症心身障害児施設「むらさき愛育園」	
長野県内 ※1	第 6 条の 2 の 2 第 2 項	児童発達支援（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）	
	第 6 条の 2 の 2 第 4 項	放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）	
	第 7 条		助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			幼保連携型認定こども園
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			児童心理治療施設
			児童自立支援施設
		児童家庭支援センター	
	第 12 条の 4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第 18 条の 6	指定保育士養成施設	
	法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの		家庭的保育事業
		小規模保育事業	
		居宅訪問型保育事業	
		事業所内保育事業	
法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの		ア 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設	
		イ アに掲げるもののほか都道府県が事業の届出をするものと定めた施設であって当該届出をした施設	
		ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設	
		エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設	
	オ 国、都道府県又は市町村が設置する法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設		
法第 6 条の 3 第 2 項	放課後児童健全育成事業		
法第 6 条の 3 第 7 項	一時預かり事業		
法第 6 条の 3 第 13 項	病児保育事業		

区域	法令等		施設等種別
長野県内 ※1	学校教育法	第1条	「幼稚園」のうち、教育時間の終了後に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設※2
			「幼稚園」のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	「認定こども園」
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定		企業主導型保育事業	

※1 東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る）において業務に従事する場合は、長野県内及び当該被災県とします。

※2 保育士資格を取得し、児童の保護等の業務にも従事した場合（兼務可）のみ返還免除となります。

○各貸付申請の届出及び提出書類について

1 連帯保証人変更届（様式第12号）

被貸付者は、連帯保証人が死亡もしくはその他の事情により連帯保証人の資格を失い、または長野県社会福祉事業団が不相当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく別の連帯保証人を立て、印鑑登録証明書及び所得・課税・扶養の全てがわかる証明書（市町村が発行する最新のもの）を添付して届け出てください。

2 保育士修学資金等返還免除申請書（様式第15号）

返還免除の要件に必要な期間を就業後、被貸付者が貸付金の返還免除を受けようとする場合に、必要な書類と併せて提出をしてください。

なお、保育補助者雇上費の被貸付者で、保育補助者が保育士資格を取得した場合は、「保育補助者資格取得状況届」（規程様式第14号）及び「保育補助者実習等修了証明書」（要領様式第1号）もあわせて提出してください。

3 保育士修学資金等返還猶予申請書（様式第17号）

被貸付者が次の各号に該当する場合には、提出してください。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
- (2) 返還免除対象（児童の保護等）の業務や保育の補助の業務に従事しているとき。
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により、県内で返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事できないとき。
- (4) 産前産後休暇、育児休業、介護休業期間にあることによって就業が困難となったとき。

4 休学（停学・復学・退学・卒業）届・保育士修学資金等辞退届（様式第18号）

被貸付者または連帯保証人は、被貸付者が休学、停学、復学、退学もしくは卒業したとき、または修学資金等の貸付を辞退するときは、遅滞なく届け出てください。

5 異動（貸付変更）届（様式第19号）

被貸付者または連帯保証人は、本人の氏名、住所、勤務場所その他重要な事項に異動があったとき等には、遅滞なく届け出てください。

6 業務従事届（様式第20号） ※返還免除となるまでの間、毎年自主的に届け出てください。

修学資金等の被貸付者は、県内において返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事しているときは、毎年4月30日現在の状況を7月31日までに、また「未就業者現況届」に該当する方が、卒業後1年以内に県内において返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事することとなったときには届け出てください。

保育料の一部貸付、就職準備金、預かり支援事業の一部貸付の被貸付者は、就業を開始した日から30日以内に届け出てください。

※当事業団のホームページ URL から必要な様式をダウンロード、印刷してご使用ください。郵送をご希望の場合は、当事業団宛に返信用封筒をお送りいただければ、必要書類を郵送します。

7 未就業者現況届（様式第21号）

修学資金等の被貸付者は、養成施設を卒業後、「県内において返還免除対象（児童の保護等）の業務に従事している者」以外の者である場合は、4月30日現在の状況を5月10日までに届け出てください。

8 業務従事期間証明書（様式第22号）

被貸付者が業務従事先を変更したときは、「異動（貸付変更）届」ならびに「業務従事届」及び前職に係る「業務従事期間証明書」を届け出てください。

9 届出のうち、養成施設等に在籍する被貸付者にあつては、必ず養成施設を経由して届け出てください。

10 その他、詳細については、「長野県保育士修学資金貸付等規程」をご覧ください。

※各種書類はホームページよりダウンロード可能です →

[保育士修学資金貸付等事業 各種様式集 をクリック](#)



○問合せ先及び各種書類の提出先

住 所 〒381-0034
長野県長野市大字高田364番地1
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
長野県保育士修学資金貸付等事業 担当者 宛

電 話 026-228-0337
受付時間：平日 9:00～12:00 / 13:00～17:00
※受付時間外のお問合せはメールにてお願いします。

Eメール <https://nagano-swc.com/contact-loan/> →



ホームページ <https://nagano-swc.com/scholarship-loan/570/>



長野県保育士修学資金貸付等事業と高等教育の修学支援新制度の併用について

1 高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」との併用について

授業料等減免の支援対象となる学生が、保育士修学資金貸付事業の貸付を希望する場合、授業料等減免の支援対象となる大学等において、学則に定める授業料、入学金から個々の所得要件^(注1)に応じた減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合に限り、

(1) 授業料について

授業料の自己負担額の範囲において、保育士修学資金の「貸付月額(50,000円)」を上限に貸付可能

(2) 入学金について

入学金の自己負担額の範囲において、保育士修学資金の貸付における加算額の「入学準備金200,000円(初回貸付に限る)」を上限に貸付可能

(注1) 令和7年度より多子世帯については所得要件撤廃

2 高等教育の修学支援新制度における「給付型奨学金」との併用について

給付型奨学金は、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう具体的な用途を問わず措置されるものであるため、給付型奨学金の支援対象となる学生については、保育士修学資金の貸付における加算「生活費加算」は、給付型奨学金と支援内容が重複することから、併用不可とする。

【参考】

	保育士修学資金貸付事業	
高等教育の修学支援新制度	修学資金	入学準備金
授業料等減免	△(差額支給)	△(差額支給)
給付型奨学金	/	

	保育士修学資金等貸付事業	
高等教育の修学支援新制度	就職準備金	生活費加算
授業料等減免	/	
給付型奨学金	○(併用可)	×(併用不可)

- ※ 高等教育の修学支援新制度は、授業料等の減免と給付型奨学金の支援を支援内容としている。
- ※ 学生又は保護者が「給付型奨学金」と「保育士修学資金等貸付事業の生活費加算」のどちらかを選択することは差し支えない。ただし、授業料減免及び給付型奨学金の支給要件が同じことであることから、高等教育の修学支援新制度がどちらか一方でなく、併せて支援を受けることを想定している点に十分留意すること。